

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女平等参画の啓発の推進	
施策の方向	(1) 広報・啓発活動の充実
理由	<p>●多くの市民は「男女平等参画」の理念がまだまだ理解されていないように思います。啓発は益々必要と考えます。(小林委員)</p> <p>●男女平等参画社会の実現に向けて基本計画の策定や各種施策事業を推進していますが、道民の男女平等参画社会への必要性、理解など、まだ十分といえる状況ではなく、重点事項として引き続き広報・啓発活動を続けていく必要があると思います。(佐藤美恵子委員)</p> <p>●男女平等参画社会実現に向けて道民の意識等を実態調査により把握し、課題や、今後特に取り組むべき問題は何かを明らかにする必要がある。その実態調査結果に基づき、効果的に男女平等参画社会の実現に向けたあり方等に関わる情報を広く提供するための「広報・啓発活動の充実」を重点的に行っていく必要があると考えられる。(柿田委員)</p> <p>●広報・啓発活動については、例えば広報誌、パンフレット、リーフレットの内容の企画や構成について、一層工夫を凝らし、分かり易く見やすい紙面であること。また、配布等については、啓発のため強化月間や啓発のための催事等を利用して、活動を充実する必要があることから。(早坂委員)</p> <p>●特に都市部においては女性の社会進出が進み、男女平等の意識が過去よりも向上している中、地方部では広報・啓発が行き届いていないように感じる。わかりやすく広報・啓発活動を推進していく必要がある。(山中委員)</p>
施策の方向	(2) 調査の充実
理由	●指標項目等の経年経過をしっかりと把握することは、目標管理の基本。(崎広委員)
施策の方向	(3) 情報収集・提供の充実
理由	●DVなど人権問題の原因を解明して対策を立てたい。男女平等参画が進んだために起こっているのか、男女平等参画を妨害する事が確かめたい。情報や提供先が本当に必要としている対象なのか確かめたい。どのように必要としているところに提供していくのか、検討をする。(吉村委員)
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進	
施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進
理由	●学校では、23年度の小学校、24年度の中学校、そして25年度の高等学校の新学習指導要領の全面実施の中で、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育が一層推進・充実されなければならない趣旨を謳っている。その中で、小中高の校種間のつながりも含め、関心・意欲、目的意識、責任感など職業人としての基礎的資質・能力の向上が年々図られてきているが、性別にとらわれない職業意識も着実に高まってきている。また、これらキャリア教育は、特定の教科に頼らず、全教科を含む教育活動全体を通して行われなければならない。横断的に相互のつながりを図ることが大切であることや、児童生徒ばかりでなく、保護者の意識の変容も図られなければならない。このような意味からも、今後、学校教育の発信的な役割は益々大きく、重点事項として一層浸透させなければならない。(清水委員)
施策の方向	(3) 社会における男女平等教育の推進
理由	<p>●男女平等へ意識が希薄なまま社会へ出てしまった世代の方々に対して、男女平等の教育を行う事は非常に難しいと思うが、せっかく学校などで男女平等教育が推進されても、親などが男女平等への意識の薄い家庭環境では結果としてその次の世代へも悪影響が及ぶ可能性が考えられる為社会における男女平等教育の推進を選定しました。(加藤委員)</p> <p>●昨今の不況下において、職場における「男女平等」が軽視される風潮にある。雇用の現場で男女平等やワークライフバランスについての教育が急務と考えられる。性別による働き方の違いや、妊娠、出産、育児における退職、キャリアの制限などの問題を解決する為の方法論の啓蒙教育が不足していると感じる。(山中委員)</p>
基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	
施策の方向	(1) 性の尊重についての認識の浸透
理由	<p>●思春期における性行動の活発化は、益々多くの悲劇をもたらし、関しての犯罪も増加の一途をたどっている。全体的に減少傾向にある人工妊娠中絶実施率においても、15歳未満では唯一増加している現状や、性感染症発生の増加及び低年齢化も10代の少年の喫緊の課題である。また、インターネットや携帯電話等の情報メディアを利用したサイバー犯罪増加の中でも、青少年保護育成条例違反は特に急増しており、機器利用法等の物理的な対応も大切であるが、何より、この10代がやがて親になることを見据えた、長期的展望にたった教育(正しい認識の浸透)が一層必要である。</p> <p>また、「命の大切さ」の指導とリンクするところが多く、一層充実させていきたい項目である。(清水委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
施策の方向	(1) 審議会等への女性の登用の促進
理由	<p>●男女平等参画の象徴的具體項目である。(崎広委員)</p> <p>●第3次男女共同参画基本計画においての今後取り組むべき喫緊の課題としてポジティブ・アクションの推進が示されているところですが、道の審議会等への女性の登用率は年々増加傾向にありますが、全国平均ではまだ低い状況になっています。審議会等での意思決定過程においては、性別、年齢を問わず様々な立場での意見が反映される機会が必要だと思います。しかしながら、あて職により男性の委員就任という現状もまだあると思いますので、重点項目として引き続き取り組む必要があると思います。(佐藤美恵子委員)</p> <p>●道の審議会等への女性委員の登用率は32.6%(平成22年)で、近年増加傾向にあるが、全国平均は33.8%(平成22年)とその割合は北海道の方が低い。平成29年度までに40%の目標に向けてさらに強化する必要があると考えられる。</p> <p>審議会等で男女ともに対等な立場で、様々な視点をもった人達が行政施策等に関わる意見を発言する場に参加することは必要であるため、今後とも審議会等への女性の登用の促進をはかる必要があると思われる。審議会等の分野によっては、女性委員の全体に占める割合が比較的少ないところもあるようなので、委員の男女比の偏りもなくなるよう努める必要があると思われる。(柿田委員)</p>
施策の方向	(2) 役職等への女性の登用の促進
理由	●男女雇用機会均等法成立後20数年経っても、総合職に占める女性の割合は僅か9.9%です。意思決定の場に多くの女性が登用されることは重要だと思います。(小林委員)
基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
施策の方向	(1) 家庭生活への男女の平等参画の促進
理由	●家事・育児において女性の負担が大きい。当職の職業柄、離婚事件をとおして、男女の生活状況を把握することになるのですが、離婚後において女性は十分な養育費を得られず、育児と仕事の両立を図らなければならない。家庭生活において、男性が家事・育児の大変さ、教育には十分なお金がかかることをさらに理解してもらい、養育費の支払いを確保して女性の経済的負担を軽減させる必要がある。(多田委員)
施策の方向	(2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発
理由	<p>●仕事と生活を調和することによって、個人の人生を心豊かなものにするよう見詰め直す必要がある。経済活動ばかりを重視するのではなく、育児・介護・地域活動・ボランティアなど、人間にとって何が一番重要であるか考えることが大切である。(赤坂委員)</p> <p>●仕事と生活には付随した条件なり限定されることがあると思います。意識の啓発がまず必要です。(早坂委員)</p>
施策の方向	(3) 育児、介護の支援体制の充実
理由	<p>●女性の育児休業取得に関しては8割以上の取得率となっているが、仕事に復帰する際、時期によっては保育園の空きがないため職場復帰への障害となっている。また1000名近い保育所への入所待機児童がいる現状をみても、そのためのインフラが整備されていない事が伺え、目標である待機児童ゼロへ向けた、具体的な取り組みが重要だと考えられる。</p> <p>また、厳しい経済状況が続く中、女性の就業意欲が高まっている。それらの受け皿であり、女性の戦力化が進んでいるサービス業などは、休日や勤務時間が多岐にわたっており、その業界で就業するためには休日保育や延長保育・夜間保育が必要不可欠になると考えられる。その様な事からも、平成24年度も引き続き重点化が必要だと思われる。(佐藤副会長)</p> <p>●中小零細企業の多くでは、女性の育児休業を取得することさえ困難な企業も少なくなく、だていの場合は退職してしまっている現実を多く目の当たりにしており、男性が育児休業を取得すること自体到底考えられない現状では、子供生みたくても産むことが出来ないという世代も少なくないと考え、育児ももちろん介護も同様に強力に支援していく必要があると考え選定しました。(加藤委員)</p> <p>●土曜日、日曜日、祝日に子供を預ける施設が少なく、サービス小売業などは退職せざるを得ない状況である。</p> <p>・ 待機児童問題、特別養護老人ホームへの入所待ちの問題など育児や介護をしながら働くことができない社会環境である。</p> <p>・ 男性の育児参加については、育児休業の取得状況から見てもかなり低位な状況。実際にはキャリアに響くことが多く、男性の育児参加について認識がされていない。</p> <p>上記の理由によって女性の就業継続が困難な状況である。(山田委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

基本方向3 就労等の場における男女平等の確保	
施策の方向	(3) 再就業への支援
理由	● 仕事を持っていた女性が結婚し専業主婦となったが、後に離婚した場合、ブランクがあるためなかなか就職できない。また、就職できたとしても子どもを育てるだけの十分な収入を得る職業に就くことが困難であると思われるため。(多田委員)
施策の方向	(4) 多様な働き方への支援
理由	● 子育てや介護等で一旦就業を中断した女性が再就職する際や休職期間中、職場など一定の場所に縛られずどこでも仕事ができることが特徴の、テレワークや在宅就業等は、少子化、高齢化など(在宅時間が増えることによる子育て、介護時間の確保)の社会問題解決の手段として有効であると期待され、再就職を希望する層にとっても魅力的な働き場所となる可能性を持っています。ただ裁量労働制という名前の元に、ついつい労働時間を延ばしてしまう事で時給の低額化を招きやすいという側面もあります。しかしながら仕事の単価が安い業務だけでなく、CG・HPの作成など技能を必要とする仕事も数多くあり、自分が持っている技術や経験を活かせる仕事も増えています。その様な仕事を望む求職者へ、様々な働き方やキャリア形成に向けたロールモデルのひとつとして、業界理解のための適切な情報提供が必要だと思われます。(佐藤副会長)
施策の方向	(5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
理由	● 経済状況が一向に改善される兆しがなく、雇用環境の整備はなお重要な課題であり続けています。23年度の施策をさらに強化・充実させることを期待し、家庭の経済基盤を確保するために本施策を選定したいと思います。(平成22年、23年に経済部所管事業として実施されていることから、次年度への継続を勧めたい。)(梶井会長) ● ・パートタイマーの契約更新や変更がパートタイマー個人と会社とのやり取りで完結しているため日々の業務において契約更新及び変更や契約労働時間が不誠実に扱われることが多い。 ・現状では、仕事の内容、労働時間に殆ど差がないにも関わらず、賃金に差が生じている。また、若年層の非正規労働者が増えている中で、いつまでも正社員になれず働き続けている者が多い。企業としても社会的責任の観点から正社員登用制度の拡充をすべきである。(山田委員)
基本方向4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
施策の方向	(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
理由	● 他の職種からは遅れているが、理由があつてのことだと思う。性別による固定的役割分担意識が非常に色濃く残っている。自営業の共通の課題である、男性にとっての男女平等参画をどのように進めるべきか検討をしたい。女性の成長が鍵を握っている。女性の能力を引き出すことが課題。(吉村委員)
基本方向5 地域社会における男女平等参画の促進	
施策の方向	(3) 地域リーダーの養成
理由	● 男性や年配の人たちが中心になってまちづくりをしてきたが新しい発想や女性の視点が必要で、あらゆる人が役割を持った暮らしができるようにしたいため。(永澤委員) ● 地域社会における男女平等参画の実現は、地域コミュニティの自律性を醸成するための重要な要件です。地域社会の足腰が強くなることは、人々のつながりを豊かにすることでもあります。地域社会の若い担い手を養成することは、現代社会の喫緊の要請でもあることから、本施策を選定したいと思います。(平成22年、23年に教育庁の所管事業として実施されていることから、次年度への継続を勧めたい。)(梶井会長)
基本方向6 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶(女性へのあらゆる暴力の根絶)	
施策の方向	(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
理由	● 北海道男女平等参画推進条例では、男女の人権の尊重を基本理念の根底に置き、男女平等参画を阻害する暴力的行為や精神的に苦痛を与える行為を排除すると規定しています。特に配偶者や交際相手等の間における暴力的な行為に関しては、個人的な問題として矮小化されやすい事も一層の周知や対応策の検討が必要だと考えます。 また男女雇用機会均等法で、職場におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策を講じる事が求められていますが、会社の規模によってはその意識にバラツキがある様に思われ、重要な課題として職場における女性への暴力根絶に向けた努力が必要だと思われます。(佐藤副会長) ● DVの問題が広く社会に行き渡り、被害者支援体制が充実してきたにもかかわらず、相談件数が減っていない。 根本的な解決策として、加害者側に自覚を促す取組も必要。(赤坂委員)

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

基本方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向	(1) 生きがいと社会参加の促進
理由	●職を辞した後、企業社会から地域社会への意識の切り替えが必要「地域デビュー」の場の提供。(永澤委員)

★その他意見

小林委員	安心して仕事に従事するためには、幼児や児童が安心して過ごせる施設等の充実も必要と思います。各種の補助事業が、北海道男女平等参画事業であることを、末端まで知らせる必要はないでしょうか？ 役職等への女性の登用が進んでいない状況について、首長、若しくは会社代表者からの本音トークを聞いて、どこに問題があるのか知りたいと思いますが、北海道主催のシンポジウムはいかがでしょうか。
清水委員	参考資料「重点事項の推移」で、H14～H23まで毎年重点項目に挙げている 目標Ⅰ 「男女平等参画実現に向けた意識の改革」 基本方向1 「男女平等参画の啓発の推進」 施策の方向(1)「広報・啓発活動の充実」 については、目標Ⅰ項目では当然のこととして、あえて挙げていません。
吉村委員	ポジティブアクションは、道民が主体で進めたい。
永澤委員	男性の男女平等参画についても話し合いたい。